CORPORATE GOVERNANCE

KYODO PAPER HOLDINGS

最終更新日:2021年12月24日 株式会社共同紙販ホールディングス

代表取締役社長 郡司 勝美

問合せ先: (03)5826-5171 管理本部

証券コード: 9849 https://www.kyodopaper.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

<u>コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他</u>の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、経営の透明性、企業倫理の確立、社会的信頼の確保、経営環境変化に迅速に対応できる組織体制の構築等、株主重視の公正な経営システム維持をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

監査等委員会設置会社を採用し、議決権を持つ監査等委員である社外取締役を置くことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化と経営の効率化を図っております。また、株主、取引先、地域社会等、当社を取り巻くステークホルダーの信頼と期待に応えるため、タイムリーディスクローズの徹底に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【補充原則1-2 議決権の電子行使のための環境整備や招集通知の英訳】

当社は、インターネットによる議決権行使は採用しておりますが、機関投資家や海外投資家を意識した議決権電子プラットフォームには参加しておりません。また、海外投資家の議決権比率が1%に満たないため、コスト等を勘案し招集通知の英訳を行っておりません。 今後、機関投資家や海外投資家の議決権比率の動向等、株主構成の変化に応じて実施を検討いたします。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、性別や国籍、中途採用か否かに拘らず、適任と判断した人材を管理職へ登用しております。現時点において、女性1名が管理職、中途 採用者1名が執行役員であり、外国人の従業員はおりません。

特段、測定可能な数値目標は定めておりませんが、今後も多様性の確保を意識して、性別・国籍・採用経緯等を区別することなく中核人材育成に努め、必要に応じて社内環境整備に取り組んでまいります。

【補充原則3-1 英語での情報開示・提供】

当社は、海外投資家の議決権比率が1%に満たないため、英語での情報開示・提供を行っておりません。今後、海外投資家の議決権比率の動向 等、株主構成の変化に応じて実施を検討いたします。

【補充原則4-1 中期経営計画】

当社は、中期経営計画が株主に対する重要なコミットメントであることを十分認識しております。2022年3月期までの3ヶ年中期経営計画を策定し、6項目の経営指標につき達成目標を掲げ開示しておりましたが、昨年来のコロナ禍の影響により目標数値の見直しを進めております。 今後のM&A案件の実行による影響も踏まえ、2022年4月からの新たな3ヶ年中期経営計画の策定に取り組んでおり、有価証券報告書や当社ホームページ等に開示する予定であります。

【補充原則4-2 サステナビリティ方針の策定】

当社は、現時点においてほぼ単一の事業を行っておりますが、新たな事業領域の拡大とサステナビリティ課題の取組みが最重要課題であること を十分認識しております。既に策定しているサステナビリティ方針のもと、持続的な成長に資するよう、取締役会が実効的に監督できる体制の 構築を進めてまいります。

【補充原則4-11 取締役会全体のバランスに関する考え方】

当社は、取締役個々の知識・経験・能力等のバランスを考慮した上で、適切に取締役候補者を選定しておりますが、いわゆるスキル・マトリックス 等を作成・開示しておりません。2022年6月開催予定の定時株主総会の招集通知において記載をする予定であります。

【補充原則4-11 取締役会の実効性について分析・評価・開示】

当社は、現在、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりません。今後、第三者機関を利用して年1回定期的に分析・評価を実施 し、有価証券報告書等において、その概要を開示することを検討しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、2022年4月からの新たな3ヶ年中期経営計画の策定に取り組んでおりますが、収益計画のみならず、経営資源の配分等に関しても具体的に分かり易く説明できるよう策定し公表いたします。

【補充原則5-2 事業ポートフォリオの状況開示】

当社は、現在、洋紙卸売事業が売上高の99%を占めるほぼ単一の事業を行っておりますが、今後、新規事業展開や取扱商品の多角化等を行うこととなった場合は、新たな事業ポートフォリオに関する方針等を分かり易く説明できるよう努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引先との業務上の関係維持・強化及び取引の円滑化を図ることを目的として、政策保有株式を保有しております。

適宜、当該株式の定量的な保有効果と当該企業との取引状況等を検証し、保有の合理性が認められなくなったと判断した場合は、株式市場の動向や損益状況を勘案しつつ縮減を検討する方針であります。また、検証の内容は、年1回取締役会において報告され、保有の適否を検討いたします。当該株式に関わる議決権の行使は、議案の内容を精査のうえ、当社及び当該企業の企業価値向上に資するか否かの視点に立って 賛否を判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社の役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合、利益相反取引に関して事前に取締役会において承認を得るとともに、その適正性や妥当性につき、監査等委員会及び会計監査人による厳正な監査が行われております。また、その取引実績及び取引条件等は、関連法令に基づき適切に開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業型確定拠出年金制度を採用しており、企業年金の運用に関与しておりません。ただし、従業員を対象として、毎年1回、運用機関を招いて制度内容の説明会を開催し、投資環境の現状や運用リスクの説明等、商品選定に必要な投資教育を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

()会社の目指すところや経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営戦略、経営計画は、当社ホームページや有価証券報告書等に開示しております。

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書 .1.「基本的な考え方」及び有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりであります。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬決定するに当たっての方針と手続

本報告書 .1【取締役報酬関係】及び有価証券報告書、招集通知の該当箇所に記載のとおりであります。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続本報告書 .2.「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりであります。

()上記()を踏まえた個々の選解任・指名についての説明

, 当社は、各取締役(監査等委員を含む)候補者につき、候補者とした理由を招集通知にて個々に開示いたします。

また、社外取締役の選任理由につきましては、本報告書 .1.「機関構成・組織運営等に係る事項」にも記載しております。

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み】

当社は、「環境に配慮した商品・企業活動を通じて地球環境や地域環境の保全に貢献すること、また、仕事と生活の調和を支援する制度を整えるとともに、それを支える風土づくりを行うこと」をサステナビリティ方針としております。この方針に基づく、森林認証紙の販売促進活動やSDGsへの取組み等、具体的な活動内容を当社ホームページに掲載しております。

また、社内においても「SDGs Book」というハンドブックを作成、全従業員へ配布し、当社が現在取り組んでいる活動内容のほか、2030年までの行動指標を具体的に掲げて、従業員への啓蒙活動を行っております。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

本報告書 . 2.「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現在のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりであります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立社外取締役に指定しております。選定理由は、本報告書 . 1.「機関構成・組織運営等に係る事項」、独立役員届出書、有価証券報告書、株主総会招集通知に掲載しております。

【補充原則4-10 指名・報酬に関する委員会の独立性、権限及び役割】

当社は、取締役会における独立社外取締役の人数が過半数に達しておりません。従って、指名(後継者計画を含む)・報酬に係る取締役の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に、独立社外取締役を主要な構成員とした任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。

(1) 独立性

指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役が2名、代表取締役が1名の3名で構成されており、過半数を独立社外取締役が努めることで、 独立性と客観性を高めております。

(2) 権限及び役割

指名・報酬諮問委員会は、取締役の指名・報酬に係る事項の審議を役割とする単一の委員会であります。取締役会の多様性やスキルの 観点からその構成についての考え方、取締役の選解任の方針、また取締役及び監査等委員の報酬体系・報酬決定の方針等を審議し、 取締役会に答申を行っております。

【補充原則4-11 取締役の他の上場会社役員兼任状況の開示】

当社は、取締役(監査等委員を含む)が他の上場会社の役員を兼任する場合、その兼任状況を有価証券報告書・株主総会招集通知に記載して開示しております。

【補充原則4-14 取締役のトレーニング方針の開示】

当社は、取締役(監査等委員を含む)を対象として、外部専門家による勉強会や外部団体が主催する各種セミナー等への参加により、取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要となるトレーニングの機会を継続的に提供する方針であります。事業環境の変化や法令等の改正等、適切なテーマを設定してトレーニングの実効性向上に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

- (1)株主との対話全般に関しては社長及び管理本部長が統括し、建設的な対話が実現できるよう総務企画、経理の各部門が連携して対話の支援を行います。
- (2) 個人面談以外の対話の手段として、当社ホームページによる各種情報開示の充実を図っております。
- 、) (3) 対話を通じて得られた株主の意見・懸念については、必要に応じて管理本部長が取締役会に報告いたします。

(4) インサイダー情報の取扱いは、内部者取引管理規程に規定して適切に管理するほか、コンプライアンスに関するハンドブックを全従業員へ配布し、情報流出防止の啓蒙を行っております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本製紙株式会社	126,462	18.89
日本紙通商株式会社	78,338	11.70
日本紙パルプ商事株式会社	71,548	10.69
国際紙パルプ商事株式会社	44,129	6.59
株式会社三井住友銀行	18,200	2.72
巣鴨信用金庫	18,000	2.69
株式会社きらぼし銀行	13,189	1.97
郡司 光太	10,600	1.58
新生紙パルプ商事株式会社	10,529	1.57
郡司 勝美	8,154	1.22

親会社の有無

なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガパナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名		会社との関係()										
₹	属性		b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
川又 肇	他の会社の出身者											
川島 英明	弁護士											
木村 尚二	他の会社の出身者											
斉藤 賢司	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- . k その他

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川又 肇			川又氏は、当社の法人主要株主である日本紙パルプ商事株式会社の出身者であり、同社は2021年3月末時点において当社株式71,548株(議決権比率10.69%)を保有しております。 同氏は、現在、同社及び同社の関連会社を退任しており、当社との間にも特別な利害関係はなく一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定しております。	川又氏は、紙業界において長年にわたり管理・ 監査部門の要職を歴任されており、その豊富な 経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に 対する適切な監督・助言をいただくため、監査 等委員である社外取締役として選任しております。
川島 英明			川島氏と当社との間には特別な利害関係 はなく、同氏が代表を兼務する川島法律 事務所と当社との間にも取引関係がなく 高い独立性を有していることから、独立役 員に指定しております。	川島氏は、弁護士として企業法務に精通しており、その高度な専門知識・経験等をもとに、主にコンプライアンスの視点から、当社の経営全般に対する適切な監督・助言をいただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。
木村 尚二			木村氏と当社の間に特別な利害関係はありませんが、同氏が取締役を務める日本 紙通商株式会社は当社の法人主要株主 であり、同社は2021年3月末時点において 当社株式78,338株(議決権比率11.70%) を保有しております。	木村氏は、日本製紙株式会社において営業部門の要職を歴任し、現在日本紙通商株式会社において取締役の任にあり、その豊富な知識と業務執行経験をもとに、当社の経営全般に対する適切な監督・助言をいただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。
斉藤 賢司			斉藤氏と当社の間には特別な利害関係はありませんが、同氏が在籍する日本製紙株式会社は当社の主要株主であり、同社は2021年3月末時点において当社株式126,462株(議決権比率18.94%)を保有しております。	斉藤氏は、日本製紙株式会社において、営業管理部門の要職を歴任しており、その豊富な知識・経験をもとに、主に経営管理・企画の観点から、当社の経営に対する適切な監督・助言をいただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名	社外取締役(名	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の監査が実効的かつ円滑に執行されるために、内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室がその業務の補助を行い、 監査等委員会の職務を補完しております。

なお、内部統制システムの基本方針において、監査等委員会の補助を行う使用人について、その人事異動・懲戒処分等は、監査等委員会の事前の同意を得ることを規定しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、4名の監査等委員である社外取締役で構成され、内部監査・内部統制を担当する監査室から報告された事項を中心に、モニタ リング監査を実施しております。また、監査室及び会計監査人と随時に情報交換及び認識共有を図り、緊密な連携をとることにより、取締役の職 務の執行を監督しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	34 H INH//84: 32/2	3	0	1	2	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	100 C	3	0	1	2	0	0	社内取 締役

補足説明 更新

当社は、取締役(監査等委員を含む)の指名及び報酬に関する任意の委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しており、客観性・透明性確保のため、社長及び独立社外取締役2名の計3名で構成され、委員長は社長が努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明更新

当社は、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対し、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを与えるとともに、対象取締役の報酬と株式価値を連動させ、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本譲渡制限付株式の報酬総額は年額30百万円以内とし、具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会において検証・審議のうえ決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の額は、株主総会招集通知(事業報告)及び有価証券報告書において、役員区分に応じて総額開示しており、その内容は当社ホームページにも掲載し、公衆縦覧に供しております。

なお、個別開示基準である連結報酬総額1億円以上の該当者はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬の額につき、その算定方法の決定方針を以下のとおり定めています。

- 1.基本方針
- (1)取締役(監査等委員を除く)報酬は、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)と、短期業績連動報酬である賞与(金銭報酬)、及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬の3つで構成する。
- (2)報酬総額は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、役位·連結業績·株式の市場価格等を勘案して算定された原案を、指名· 報酬諮問委員会で検証·審議のうえ、毎年株主総会後に行われる取締役会において決定する。
- (3)取締役(監査等委員)報数は、その職務に鑑み固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)のみとし、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定する。
- 2. 取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針
- (1)基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び担当職務に基づき取締役会で決定する。
- (2)業績連動報酬は、取締役(監査等委員を除く)に対し、事業年度ごとの連結業績等を踏まえ、計画達成度合いに応じて算出した賞与原案を、指名・報酬諮問委員会でその妥当性につき検証・審議のうえ、取締役会で決定する。
- (3)非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)は、連結業績及び中期計画達成度合等を勘案し、株主総会で決議された限度額と上限株数の範囲内で交付総額の原案を策定し、取締役会で決定する。個人別の割当については、役位及び在任期間、業績貢献度合等を総合的に評価し、指名・報酬諮問委員会において検証・審議のうえ決定する。
- 3.個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項
- (1)取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容につき委任を受けるものとする。
- (2)委任される権限の内容は、各取締役の金銭報酬(基本報酬及び賞与)の額と評価配分とする。

なお、役員報酬に関する株主総会の決議の内容は以下のとおりです。

- (2016年6月29日開催の第65回定時株主総会の決議内容)
- ・取締役(監査等委員を除く)の報酬総額は、年額150,000千円以内とする。
- ・取締役(監査等委員)の報酬総額は、年額30,000千円以内とする。
- (2018年6月28日開催の第67回定時株主総会の決議内容)
- ・取締役(監査等委員を除く)に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入する。
- ·株式報酬の概要は、第65回定時株主総会において決議された報酬額の範囲内で、年額30,000千円以内、株式数7,000株以内、譲渡制限期間3 年間とする。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会に関する案件は監査室がサポートするほか、社内事務連絡等、必要に応じて総務企画部が社外取締役をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会及び監査等委員会を設置し、取締役9名(うち監査等委員4名)を選任しております。また、取締役のうち4名は社外取締役であり、全員が監査等委員であります。業務執行体制は執行役員制度を採用し、責任・権限の明確化と迅速な執行を図っております。

取締役会は、原則月1回定時取締役会(必要に応じて臨時取締役会)を開催し、法令・定款・取締役会規程に則った付議事項の決定及び業務遂行状況の報告を行っております。また、取締役会を補完する機関として、常勤取締役及び執行役員等からなる経営戦略会議を原則週1回開催し、定款の定めにより取締役会から委任された重要な業務執行の決定、経営リスクに関する状況報告、営業状況等の実務的な審議・検討が行われ、迅速な経営の意思決定ができる体制となっております。

監査等委員会は、4名の監査等委員である社外取締役で構成され、原則月1回開催し、内部監査部門である監査室から報告された事項を中心に、モニタリング監査を実施しております。また、必要に応じて社長及び他の取締役、会計監査人と随時に情報交換及び認識共有を図るとともに、取締役会以外の重要な会議に出席することで会社業務全般にわたり適法かつ適正性に関して厳正な監視を行なっております。

取締役の指名・報酬等の特に重要な事項に関しましては、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、その答申を最大限に尊重し、取締役会にて決定しております。同委員会は3名で構成し、そのうち独立社外取締役を2名選任することにより、公正かつ透明性を高めており、取締役会の多様性やスキルの観点から、その構成に関する考え方や取締役の選解任方針、また取締役の報酬体系・報酬額決定の方針等を重点的に審議し、取締役会へ答申しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2016年6月29日開催の第65回定時株主総会決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。 この移行は、取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、業務執行の決定を広く取締役に委任することを通じて経営に関する意思決定の 迅速化を図ることを目的としております。

議決権を持つ監査等委員である社外取締役を置くことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化と経営の効率化が図れるものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の1週間前に早期発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社指定のウェブサイトにアクセスすることにより、議決権を行使することができます。
その他	招集通知を、発送日の1週間前に当社ホームページ上に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

		補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無			
	IR資料のホームページ掲載	事業報告、決算短信等、業績に関する開示資料及びその他の適時開示資料 をタイムリーに掲載しております。				
	IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部長が主管となり、手続等は総務企画部及び経理部が担当しております。				
	その他	半期ごとに、金融機関や業界紙等の報道機関を対象とした決算説明会を実施 し、代表者が直接説明を行っております。				

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	「共同紙販ホールディングス行動規範」を制定し、各ステークホルダーの立場の尊重につい て規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	「適時開示規程」を制定し、企業情報を厳正に取り扱うとともに、公正かつ積極的な開示に努めております。
その他	(森林認証商品の提供) 地球環境への積極的取り組みのため「森林認証」を取得し、合法性・維持可能性の確認された森林由来の認証商品の提供に努めております。 (女性の活躍の方針・取り組みについて) 当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児及び介護による休暇制度が利用しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。 <連結会社の女性比率について> ・従業員の女性比率27.5%(全41名・管理職1名) ・現時点において女性の役員はおりませんが、特に男女の別なく、適任と判断した人材を役員として登用する方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム整備に関する基本方針)について、取締役会において以下のとおり改訂決議しております。

- 1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- (1)取締役会は、コンプライアンス体制にかかる行動規範を制定し、取締役及び使用人が法令・定款・社会規範を遵守した行動をとる とともに、社内へその内容を周知徹底する。
- (2)監査室は、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、全社の業務が法令・定款及び社内規程に則して適正かつ妥当に実施されているかについて調査・検証し、その結果を社長及び監査等委員会に報告する。
- (3)経営企画本部は、「ヘルプライン規則」に基づき、法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止及び早期発見のための通報・相談窓口となり、その内容を社長及び監査等委員会に報告する。
- 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)経営企画本部は、「文書管理規程」に基づき、次に定める文書(電磁的記録を含む)を関連資料とともに保存する。 株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関する会議議事録、取締役を最終決済者とする起案書及び契約書、 その他文書管理規定に定める文書類
- (2)前項に定める文書は、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)「リスク管理基本規程」及び「危機管理細則」を定め、リスク管理体制を構築する。
- (2)不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、外部アドバイザー等と連携して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役会を毎月開催するほか、取締役会を補完する機関として経営戦略会議を毎週開催し、営業状況の実務的な検討や職務執行に関する報告等、経営環境変化への対応と迅速な意思決定ができる体制をとる。
- (2)「取締役会規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、各職位に分掌する職務権限とその行使手続きを明確に定め、職務執行の効率化を図る。
- 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1)「共同紙販ホールディングス行動規範」をグループ会社も共有し、法令・定款、社会規範を遵守した行動をとる。
- (2)当社は、グループ会社から定期的に業務報告を受け、必要に応じて適切なサポートを行い、グループ全体の経営効率を推進する。
- (3)監査室は、グループ会社の内部監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会に報告する。
- 6.監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の監査等委員以外の取締役からの 独立性に関する事項、当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項
- (1)監査等委員会の監査が実効的かつ円滑に執行されるために監査室がその業務の補助を行い、監査等委員会の職務を補完する。
- (2)監査等委員会の補助を行う使用人について、その人事異動・懲戒処分等は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとする。
- 7. 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する ための体制
- (1)監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて取締役会以外の重要な会議に出席することができる。
- (2)取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社グループに対し損害を及ぼす恐れのある事実について、監査等委員会に対して速やかに報告するものとする。
- (3)監査等委員会は、その職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、取締役及び使用人に報告を求めることができる。
- (4)当社は、監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- 8.監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該 費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員会は、必要に応じて監査等委員以外の取締役及び使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、社長、会計 監査人とそれぞれ適宜に意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び排除に向けた体制

- (1)「共同紙販ホールディングス行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、断固とした姿勢で臨むことを基本方針とする。
- (2)反社会的勢力からの不当要求に対する窓口を総務企画部と定め、情報収集や他企業との情報交換に努める。また、有事に備えて、「反社会的勢力排除に向けた取組」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

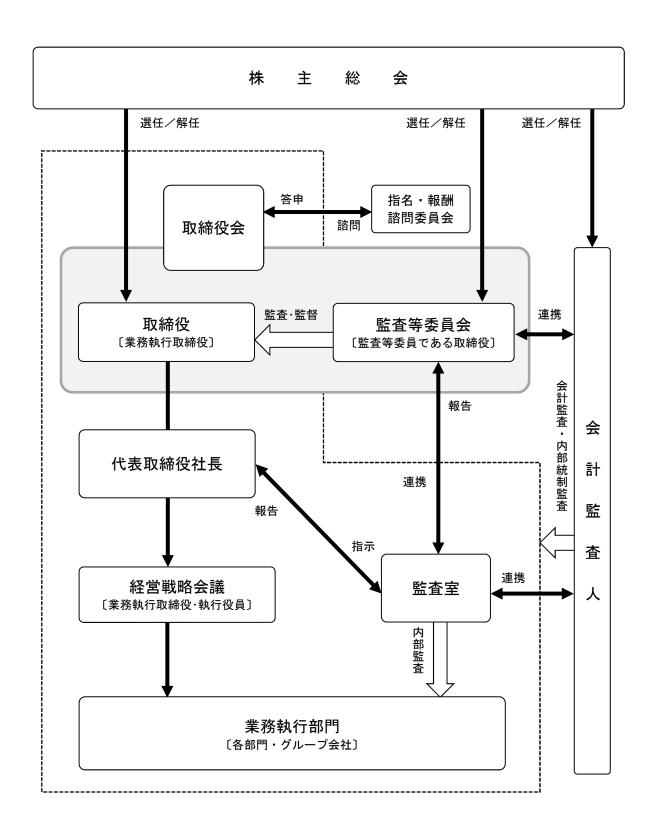
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう社内体制の充実に努め、投資者への会社情報の適時適切な開示について真摯な姿勢で臨んでおります。

- 1.適時開示に係る社内体制
 - 管理本部長を情報取扱責任者とし、案件によって経理部または総務企画部が開示手続き等、適時開示に関する事項を掌っております。
- 2. 開示情報の内容及び管理
 - 情報取扱責任者は開示対象情報に該当する可能性のある情報を知った場合、直ちに代表取締役社長に当該情報を報告するとともに、 当該情報の開示の要否、開示の時期・内容・方法等について決定します。
- 3. 開示情報の公表
 - 情報開示は、「TDnetシステム」によるファイリングの方法により行うほか、ホームページへの掲載、必要に応じてプレスリリースの投函等の方法により行います。また、金融商品取引法に基づ〈臨時報告書等の提出が必要な場合は、別途これを行います。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

